

大島町公共浄化槽等整備推進事業

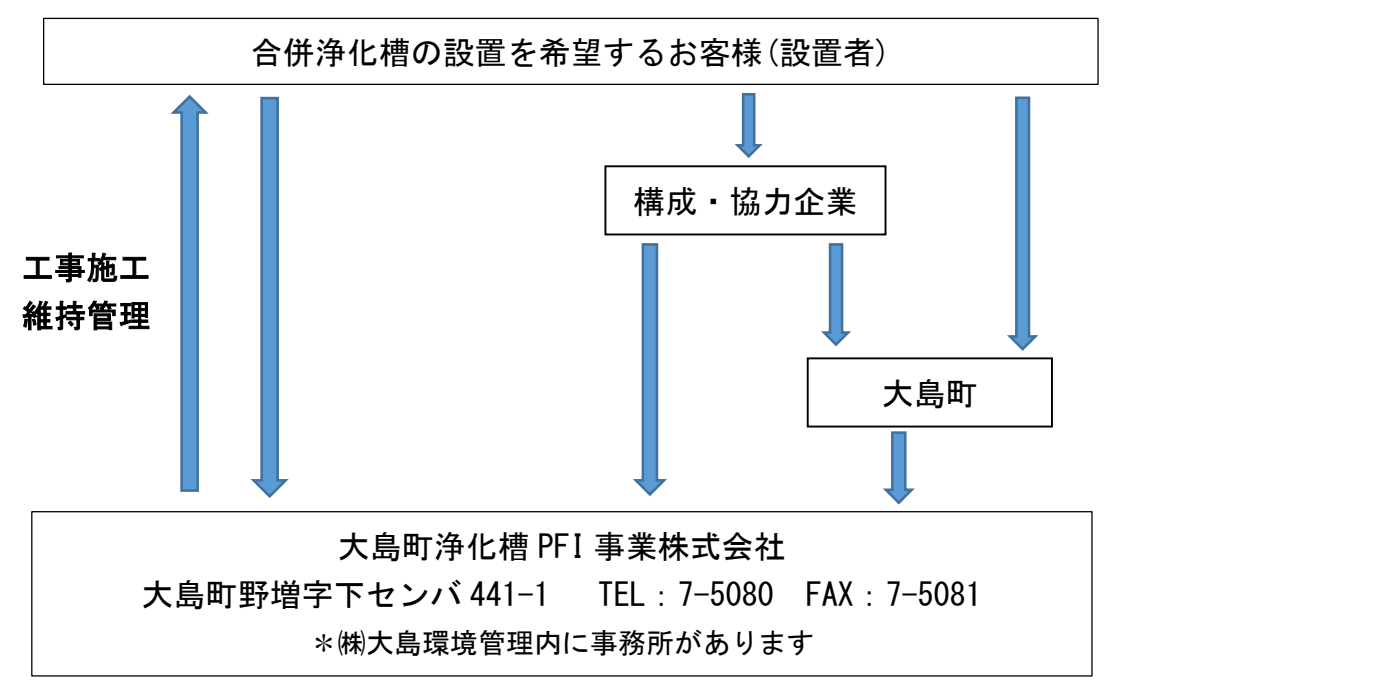
合併浄化槽の設置

お客様に設置費の一部を負担していただき、大島町が浄化槽を設置します。

設置後はお客様から使用料をいただき、町から委託（PFI 方式）を受けた、大島町浄化槽 PFI 事業株式会社が維持管理業務（保守点検・清掃・汚泥収集運搬・法定検査・浄化槽修繕・ブロワ修繕等）を行います。

お申込の流れ

①お問い合わせ→②現地調査→③設置者に提案・承諾→④設置申請書の提出→⑤設置承認決定（審査含む）→⑥工事計画書の通知・承諾→⑦設置に関する協定書・土地使用貸借契約書の締結→⑧分担金の納付→⑨施工前検査→⑩工事開始→⑪中間検査→⑫工事完了→⑬完了検査→⑭使用開始→⑮使用料の納付→⑯維持管理の開始



分担金・使用料について

分担金は設置時に一度だけのご負担です。月額使用料の徴収は大島町浄化槽 PFI 事業株式会社が行います。

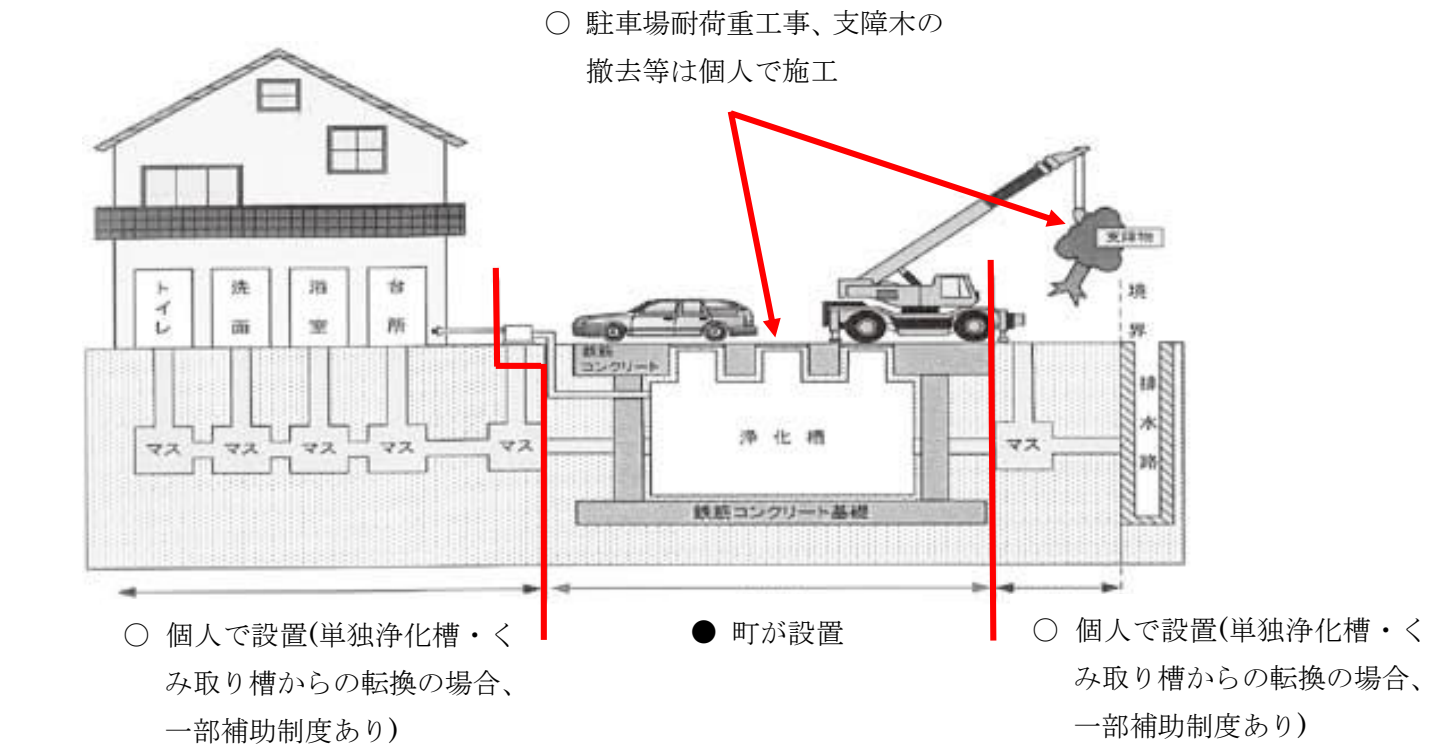
人槽区分	分担金（専用住宅）（円）	分担金（兼用住宅・事業所等）（円）	使用料（月／円）税込
5	83,700	167,400	3,553
7	104,300	208,600	3,751
10	137,500	275,000	4,158

*別荘については事業の対象外となります。

*100 人槽を超える浄化槽については事業の対象外となります。

*公の生活扶助以外の扶助を受けている世帯は分担金と使用料の減免措置があります。

*専用住宅（借家を除く）の場合、設置から 1 年間は使用料が免除されます。



町が負担する経費

- ・浄化槽本体の設置工事費（フロア本体工事及びフロア空気配管）
- ・維持管理費（保守点検・清掃・汚泥処理・法定検査・浄化槽修繕、ブロワ修繕等）ただし、放流ポンプの修繕等は専用住宅のみ
- ・放流先に U 字側溝等がない場合の浸透桝設置・維持管理（専用住宅のみ）
- ・単独浄化槽・くみ取り槽から合併浄化槽に転換する場合の撤去費（専用住宅のみ）

個人が負担する経費

- ・分担金、使用料
- ・支障物（庭木、家屋、塀、水道管等、土間コンクリート等）の撤去、移転、復旧工事
- ・浄化槽本体設置以外の工事（駐車場耐荷重工事等）
- ・配管工事費（単独浄化槽、くみ取り槽から転換の場合は上限 33 万円の補助制度あり、専用住宅のみ）
- ・設備工事費（単独（和便式）、くみ取り槽から転換の場合は上限 20 万円の補助制度あり、専用住宅のみ）
- ・フロアの電気料、屋外コンセントの工事費、浄化槽清掃時の水道使用料
- ・転換（新築・増改築以外）の場合、都への設置届申請に係る申請手数料

問い合わせ先

大島町浄化槽 PFI 事業株式会社 7-5080

構成企業（*は代表企業）

*（株）大島環境管理	2-1733	大石一級建築士事務所	2-3005	（有）大澤興業	4-0251
（有）エム・ケー商会	2-2453	（有）さかき林産	4-0168	（株）佐藤設備	2-3572
山武建設（株）	2-2521	（有）那知設備	4-0571	（有）丸満工業	2-8136

協力企業

（有）大島設備	2-8013	（有）コジマ	2-0138	（株）成和	2-3297
---------	--------	--------	--------	-------	--------

大島町役場水道環境課浄化槽推進係 2-1478

*市外局番 04992